

【静岡県の緊急事態宣言延長にかかる文化会館の対応について】

焼津市では、緊急事態宣言の発出に伴う静岡県からの要請に基づき、8月20日から公共施設である文化会館について、期間中の開館時間の短縮および新規貸館受付を停止していますが、人流を抑制し感染防止策の更なる徹底を図るため、9月1日より利用制限の強化を実施することとなりました。

<対象期間> 令和3年9月1日～令和3年9月12日 → 9月30日

上記期間で貸館があった場合、最大午後6時まで

※緊急事態宣言が延長された場合は、さらに対象期間が延長となる可能性があります。

貸館対応について

期間中の夜間貸し出しは行いません。

当公社主催公演について

検温、消毒、換気、収容人数50%以下、間を空けた座席配置等の十分な感染対策を行ったうえで開催をいたします。

ご参加には、会館からの「お客様へのお願い」をご確認いただき、安心、安全な開催にご協力くださいますようお願いいたします。

※各公演についての詳細は、お電話にてお問合せください。

新型コロナウイルス感染拡大の防止措置として、ご理解、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

<お問い合わせ>

焼津市焼津文化会館指定管理者

公益財団法人 焼津市振興公社

電話：054-627-3111

営業時間：午前9時～午後5時(月曜日休館)